
**国際航海に従事しない船舶又は総トン数
500 トン未満の船舶の安全管理システム規則
実施要領**

**実施
要領**

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 12 月 26 日 達 第 86 号

2008 年 12 月 26 日 達 第 86 号

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則実施要領の一部を改正する達

「国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則実施要領

2 章 安全管理システムの登録

2.1 安全管理システムの登録

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 安全管理システムの登録

-1. ISM 登録される会社の安全管理システムに含まれる事務所が複数ある場合、それらのすべての事務所を安全管理システム登録原簿に記載する。

-2. 安全管理システム登録原簿（会社）には、次の事項を記載する。

(1) ~~適合認定書番号~~ ISM 会社登録番号

(2) 会社及び事務所の名称及び住所

(3) 管理船舶の種類

(4) ISM 登録日

-3. 安全管理システム登録原簿（船舶）には、次の事項を記載する。

(1) ~~船舶安全管理認定書番号~~ ISM 船舶登録番号

(2) 船舶の名称及び種類

(3) 船舶番号又は信号符字

(4) 船籍港

(5) 総トン数

(6) ISM 登録日

(7) 会社の名称及び住所

~~(8) 適合認定書番号~~

~~(98) IMO 番号~~ 国際海事機関船舶識別番号

2.3 認定書

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 認定書の発行

-1. 適合認定書には、次の事項を記載する。

- (1) 適合認定書番号
- (2) 会社の名称及び住所
- (3) 適合認定書の発行日及び発行地
- (4) 適合認定書の有効期限
- (5) 適合認定書の基となる審査が完了した日
- ~~(5)~~ 管理船舶の種類
- 2. 船舶安全管理認定書には、次の事項を記載する。
 - (1) 船舶安全管理認定書番号
 - (2) 船舶の名称及び種類
 - (3) 船舶番号又は信号符字
 - (4) 船籍港
 - (5) 総トン数
 - (6) 会社の名称及び住所
 - ~~(6)~~ 船舶安全管理認定書の有効期限
 - (8) 船舶安全管理認定書の基となる審査が完了した日
 - ~~(7)~~ 船舶安全管理認定書の発行日及び発行地
 - ~~(8)~~ ~~IMO番号~~ 国際海事機関船舶識別番号

4 章 会社の審査

4.1 会社の初回審査

4.1.4 会社審査

-2.を次のように改める。

-2. 会社審査は、安全管理マニュアルに記載された安全管理に係る組織のすべての部署において行なう。~~組織の主たる事務所(管理責任者の所在事務所)が含まれる部署の他に組織の中に同一の機能を有する部署が複数存在するときは、表 1 に従って審査を行う。~~

附 則

- 1. この達は、2009 年 1 月 1 日から施行する。